

令和6年度 第9回  
青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日 時 令和7年1月29日（水）午後2時  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第9回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会 期 令和7年1月29日(水) 午後2時から午後3時30分まで

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項  
(1) 答申について
- 4 協議事項  
(1) 中間報告(案)について
- 5 その他  
(1) 今後の流れについて
- 6 閉会

.....

出席者	会 長	大 野 容 義	委 員	神 山 典 久
	副会長	加 藤 博 行	委 員	井 上 由 紀
	委 員	和 田 孝	委 員	篠 山 耕 一
	委 員	塚 田 直 樹	委 員	土 岐 句 美 子
	委 員	田 中 明 子	委 員	松 尾 好 樹
	委 員	平 岡 孝		
	教育長	橋 本 雅 幸		
事務局	学校教育部長	谷 合 一 秀	学務課長	山 田 浩 之
	総務部施設担当部長	山 本 綱 二	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	企画政策課長	野 村 正 明	教育総務課施設係長	中 村 好 宏
	市民活動推進課長	小 井 戸 雄 一	教育総務課主査	星 野 聡 史
	教育総務課長	芥 川 純 一 郎		

【事務局（教育総務課長）】皆様こんにちは。本日はお忙しい中、第9回青梅市立学校施設のあり方審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

開会前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まずは、会議の次第、

次に、資料1、中間報告（案）に対する各委員からの意見および対応、

資料2、中間報告案の冊子。

過不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

次に、第8回会議議事録の確認については、過日、委員の皆さま方に電子メールで依頼させていただいております。御協力いただきましてありがとうございます。

全ての校正が終わりましたら、教育委員会ホームページにアップをさせていただく予定ですので、「ID70177」にて御覧くださいますよう、お願いいたします。

開会前の事務局からの連絡事項は以上でございます。

それでは、会議の進行は、大野会長にお願いをしたいと存じます。大野会長、よろしく願いいたします。

---

## 1 開会

【議長（大野会長）】 それでは、会議の進行については、私の方で進めさせていただきます。

まず、初めに会議の成立についてです。

本日は、佐藤委員、高木委員、和田（智）委員から事前に欠席の御連絡をいただいております。そのため、現在、14名中11名の御出席をいただいております。青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は午後4時までとしております。限られた時間の中、会議の進行につきまして御協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第9回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

初めに、傍聴について委員の皆様にお諮りいたします。

青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6項の規定により、4人の方々から傍聴の申出がありました。

本審議会として、傍聴を許可することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

【議長（大野会長）】 ありがとうございます。御異議ないものと認め、傍聴を許可したいと思います。

（傍聴者入場）

【議長（大野会長）】 傍聴の方々に申し上げます。

傍聴券に、会議におきましての遵守事項が記載してございます。会議の妨げとならないよう御協力をお願い申し上げます。

---

## 2 あいさつ

【議長（大野会長）】 では次に、次第の2ですが、会議に先立ちまして、私から一言御挨拶を申し上げます。本日は、2年間にわたった本審議会の最終日になります。審議会委員の皆様には公私ともに御多用のところ、御参加をいただいてきたことに、御礼を申し上げます。

ここで、この2年間で振り返ってみたいと思います。

審議会当初は、「学校施設のあり方」と言っても、具体的に何をどの方向で審議すれば良いかわからないし、そもそも、青梅市の児童・生徒の人数や「学校施設」の状況もわからない、という委員が多かったのではないのでしょうか。

そのため、第1回、第2回の審議会では、委員相互の意見交換よりも、事務局との質疑応答がほとんどだったかと思います。

第3回で、教育委員会から諮問を受け、「青梅市公共施設等総合管理計画および青梅市学校規模適正化基本方針の考え方にもとづいた学校施設の在り方」、つまり、基本方針で示されている「望ましい学校規模と配置」がより良いかたちで実現される方向性について審議をする、ということがはっきりしてきたかと思います。

第3回以降は、「審議会条例」で「調査審議」をするとされているように、まず私たち審議会委員が学校施設の在り方について認識を深めるために、「学校規模における実態調査」、「先進事例の視察」、「青梅市学校施設のあり方に関するアンケート調査」を実施し、青梅市の将来の学校の配置や施設の整備についてのあるべき姿について審議をしてきました。

教育委員会からの諮問文では、答申時期が令和7年3月31日となっておりますが、当初予定していた市内各地区ごとの意見聴取まで至らなかったために、答申に代えて「中間報告」を提出することになりました。

前回、第8回では、その地区割と聴取の方法を決定しました。また、中間報告の原案についても検討しましたが、更なる意見は各委員が事務局へ提出し、事務局が中間報告案を修正して今回、最終案を提示することとしました。

そこで、本日の審議についてです。今日が最終日であり、時間にも制限があることから、修正案についてのみ重点的に審議を行いたいと考えております。

本日、滞りなく中間報告案が決定されるようお願いして、挨拶といたします。

続きまして、本日、教育長に御出席いただいておりますので、一言御挨拶をいただきたいと存

じます。

橋本教育長、よろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 教育長、橋本でございます。

本日もこの審議会に御出席を賜り、大変ありがとうございます。

早いもので1月も終わりを迎え、この審議会も第9回を数えることとなりました。2カ年に渡り、先進地の視察も含め、委員の皆様には大変な御苦勞をおかけしたこと、まずもって感謝申し上げます。学校ではインフルエンザが少し流行っております。皆様におかれましては体調に御留意いただきますとともに、どうぞ御自愛いただければと存じます。

本日は、今期の審議会での中間報告の御議論となりますが、限られた時間の中、忌憚のない御意見をいただければありがたいと思っております。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

【議長（大野会長）】 ありがとうございます。

---

### 3 報告事項

#### (1) 答申について

【議長（大野会長）】 それでは、報告事項に移りたいと思います。

3、報告事項の（1）答申について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（教育総務課長）】 それでは、報告事項の（1）、答申について御報告いたします。

こちらは、特段資料はございません。

前回、第8回の審議会にて答申時期の延長について御決定をいただきました。教育委員会として、審議会からの申入れを受けて、今月開催されました、令和6年度第11回教育委員会定例会にお諮りし、答申時期につきましては、令和9年3月31日までの延長が決定されましたので、御報告いたします。

以上となります。

【議長（大野会長）】 前回の審議会にて答申時期の延長について決定しました。それを受けて教育委員会でも協議して令和9年3月31日まで答申時期の延長が決定したとのこと。

委員の皆様から御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。

---

### 4 協議事項

よろしいでしょうか。それでは次の議題に移らせていただきたいと思います。

それでは、協議事項に移りたいと思います。

4、協議事項の（1）中間報告案について、事務局から説明します。年末に事務局から電子メール、また、紙資料も郵送にて各委員に送られております。その資料を見ての各委員からの御意見、またそれを受けての修正案になります。事務局の説明後、委員の皆さまからこの修正部分について御意見等をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

【事務局（教育総務課長）】 それでは、協議事項の（1）、中間報告案について御説明させていただきます。

前回の審議会にて、中間報告の骨子について御決定いただき、その後、事務局にて骨子に肉付けをした中間報告案を12月の中旬に電子メール、また、冊子を郵送にて各委員へ御送付させていただきました。また、意見として1月10日を期限に委員の皆さんから御意見を頂戴しております。本日はその御意見をもとに、修正した報告案について御協議いただき、御決定いただければと存じます。分量も多いので、まずは第2章までを御説明し、一旦、そこまで御意見を頂戴出来ればと存じます。

それでは、資料1「中間報告案に対する各委員からの意見および対応」を御覧ください。こちらは、各委員からの意見を章立てにてまとめております。左側が意見を取りまとめたもの、右側がそれに対する対応となります。ここからの説明については、資料2報告書の冊子と合わせて御覧いただければと存じます。

資料1の一つ目になりますが、標題です。いただいた御意見につきましては、当初の報告書案では標題と副題を記載しておりましたが、煩わしいとの御意見から、対応として副題を削除しております。また、同様に「在り方」の漢字についてはひらがな表記とすべきとの御意見についても修正しております。当初案、本日の修正案、ともに1ページ、表紙の部分となります。

続いて、資料1の序章について、当初案では5ページ、修正案では5～6ページとなりますが、前提条件について「青梅市規模適正化基本方針」等の内容は詳しく載せるべきとの御意見です。当初案では、規模適正化基本方針および個別計画については項目のみとしておりましたが、本審議会の大前提となる部分となりますので、修正案の5ページおよび6ページを御覧ください。それぞれ、方針および計画の肝となる部分について記載を追加してございます。

資料1の序章の下段部分については審議経過を載せるべきとの御意見をいただいております。こちらは、読み手のことを配慮いたしまして、報告書6ページの下段に、中間報告に至る経緯を追記しております。

続いて、資料1の全体の部分について、次期の審議会の基本的な方針・方向性が分かるものにする必要があるとの御意見につきましては、右側の対応策にあるように、基本的な方向性については、諮問にもある「青梅市公共施設等総合管理計画および青梅市学校規模適正化基本方針の

考え方にもとづいた学校施設の在り方」となるため、先ほど御説明したとおり、前提条件について、詳細に明記いたしました。また、第4章の冒頭にこの前提を含む方向性について追記しております。

報告書の22ページを御覧ください。第4章「次年度以降の審議について」の1に「前提条件（方向性）」として、先ほどの序章の前提条件が大前提であることの一定の理解を得ることができ、この前提条件をもとに次期審議会では地域固有の意見等を集約し、答申に向けた調整を行うこととする旨を追記しております。

資料1の全体の下段です。審議会委員からの意見は、それぞれの章に記載するのではなく後のページでまとめた方が分かりやすいとの御意見です。当初の案について、検討・協議を行った点について、先に、資料等を記載し、その後、委員からの御意見を記載しておりましたが、読み手側を配慮しまして、報告書の25ページを御覧ください。当初案の「その他 議事録等」としていた部分を第5章として「審議会委員からの意見等」と修正し、委員の意見をまとめて記載しております。また、それに伴い、少しお戻りいただいて、17ページを御覧ください。第3章のタイトルを「今後の学校施設を検討する上で留意すべき点」から「協議・検討を行った点」に修正しております。

続いて、資料1の2ページをご覧ください。

上から第1章に対する意見となります。はじめに、青梅市の現状において、青梅市の人口推移を明示してもよいのではとの御意見です。報告書の7ページを御覧ください。当初案では、青梅市の成り立ちと児童・生徒数の推移や学校施設の現状を記載しておりましたが、市全体での人口の流れ、児童・生徒の流れとした方が、状況が把握し易いため、文章の2センテンス目に青梅市全体としての人口の推移、昭和30年代は5万人だった人口が平成17年度140,922人となり、それをピークとして以降は減少している、として追記しております。

資料1第1章の2つ目の御意見は、学校1校あたりに令和現在の建築単価にてどれだけ費用がかかるか等のモデルケース等を明示すれば市民により伝わるのではないかと御意見です。対応策につきましては、個別計画にて、策定時の令和2年時点ですが、現状の学校をすべて建替える場合、長寿命化改修をする場合、老朽化後に建て替えをする場合等を掲示しております。その後の建築単価の上昇により数字は大きく変わっておりますが、今期ではそこまでは御提示できませんでしたので、次期の審議会において掲示したいと思っております。

続いて、3点目です。学校の立地条件にて危険地域に建築されている場所についての記載してよいのではとの御意見です。こちらとしては、今期の審議会ではこの議論にまで至らなかったため、次期の審議会にて各地区の再編案を検討する際に提示いたします。

続いて、4点目となります。地域性の調査や市全体で子育て支援策を充実させれば、若いこ

れからの子育て世代の方がもっと移住してくるのではとの御意見につきましては、第3回の審議会でも同様の御意見がでておりますが、対応策に記載のとおり、子育て施策の充実、移住定住策は当審議会の所掌ではありません。市全体として一層取組むものとなります。

続いて5点目につきましては、学校施設の老朽化状況について、早急に市に対応してもらいたいとの御意見につきましては、老朽化対策については個別計画にもとづき対応しております。

1章の最後、6点目については、青梅市の独自の地域性を活かした、また、自然を活かした魅力ある教育や学校づくりができるのではとの御意見については、地域性や自然を活かした教育については必要に応じて次期、審議会での議論といたします。

第2章に移ります。第2章は児童・生徒数の推計値およびアンケート調査の項目となります。

いただいた御意見については、児童・生徒数の推計はあくまでも推測にすぎないのではないかとの御意見です。

こちらの推計についてはコーホート要因法を用いて作成しており、信頼できる方法での推計と認識しております。また、今回の推計においては子育て施策や移住定住策の効果等を取入れた目標となる数字となります。

2章の次の意見では、個別計画に示す適正規模は青梅市にはなじまない。また、アンケート結果等にある親の望む「子ども一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな教育」や卒業生の言う「アットホームな環境で過ごせる教育」を地域の実情や特性に応じて考えることが重要との御意見となります。

対応策として、まず、個別計画における適正規模については今回の諮問の大前提になるものです。また、アンケート調査の結果については、明記していなかったため、報告書の17ページに概要を掲載する修正をしております。

ここまでが、第2章までのいただいた御意見および対策についてとなります。一旦、説明は終わらせていただきます。

【議長（大野会長）】 分量も多いので、ここで一旦切ります。ここまでの説明で委員の皆様から御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。3章以降、またそれ以外のことについては事務局の説明を再度聞いてからお伺います。

何かこれについて質問なり御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

【議長（大野会長）】 井上委員、どうぞ。

【井上委員】 資料1の2ページ、第1章のところで、対応策の2つ目の最後に次期議会とありますが…

【事務局（教育総務課長）】 申し訳ありません。次期審議会の誤りであります。

【議長（大野会長）】 よろしいでしょうか。松尾委員どうぞ。

【松尾委員】 資料1の2ページの第2章の最後の部分で、「学校施設個別計画」の示す適正学校規模は、青梅市にはなじまない。アンケート結果等にある、親の望む「子ども一人一人に目が届きやすく、きめ細かな教育」、「自他を大切にす豊かな人間性を養う教育」、卒業生の言う「アットホームな環境で過ごせた教育」を、地域の実情や特性・環境に応じて学校施設を考えていくことが重要ではないか、この部分と第1章の最後、青梅市は、独自の地域性を生かした、また、自然を生かした魅力ある教育や学校作りができるのではないか。これについてはですね、大前提となることだと思うんですよ。それなのに、対応策が地域性や自然を活かした教育については必要に応じて、次期審議会での議論としますとなっている。必要に応じてではなく、これを協議していく、自然を活かした教育、そういう教育があることが念頭にあるべきものだと思うんですよ。あとですね、子どもの数を増やすとか、学校施設を考えるなかで一緒に考えるべきなんですよ、それなのに対応策のなかでは子育て施策、移住定住策は審議会の所掌ではないとなっている、そうじゃないと思うんですよ。いかがでしょうか。

【議長（大野会長）】 皆様、どうでしょうか。神山委員どうぞ。

【神山委員】 今、自然を活かしたなどのご発言がありましたが、30年後に青梅市に自然が残っているのかも分からない。また、子どもを増やしたとしても青梅の学校に通うかも分からない。子どもが増えても、市外の学校に行ってしまうては何の意味もありません。そのような状況で、今、この話をする必要があるのでしょうか。

【議長（大野会長）】 ありがとうございます。この部分について、事務局から何かありますか。まず、1点目として第1章の一番最後の地域性や自然を活かした教育については必要に応じてとなるけど、これは必要に応じてではなく、必須じゃないかとの御意見ですが、それについてどうですか。今回の中間報告案にはこの部分が入っていないのですよね。必要に応じても。そこも踏まえて、何かありましたら。

【事務局（教育総務課長）】 こちらの自然を活かした教育についての御質問については中間報告には特段記載はしていませんが、次期審議会の中では御議論になるかなと考えております。

【議長（大野会長）】 つまり、必要に応じて書いてあるけど、議論の対象にはなるということですね。

【事務局（教育総務課長）】 地域ごとに特性がありますので、地域への説明の際に必要なとは考えています。

【議長（大野会長）】 はい、松尾委員

【松尾委員】 私、非常に軽く感じるんですよ。そうじゃなくて、やっぱり地域や自然を活かした教育そういう部分なんかについては、つねにやっぱりそれを踏まえた議論、このままだと時々議論されればいいんじゃないかとの感じに見えるんですよ。そうじゃなくて、あらゆる場面にそ

れが踏まえているということが重要じゃないかとそういう位置付けなんですね。事務局わかりませんか。

【事務局（教育総務課長）】 諮問の方に「青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について」と謳っておりますので、自然を活かしたもこの地域性に含まれると考えますので、この諮問文が大前提ということで次期審議会には引継ぎをしていきたいと考えております。

【松尾委員】 しっかり申し送ってください。

【議長（大野会長）】 はい、それでは2点目ですけど、移住や定住ということで、それを踏まえた議論をこの審議会でするべきではとのお話だったと思いますが、松尾委員間違いないですか。

【松尾委員】 概ね、そのような内容です。

【議長（大野会長）】 それについて事務局、何かありますか。

【事務局（教育総務課長）】 子育て施策や移住定住対策については市長部局の方ですでに検討等進めておりますので、そちらの方は念頭に置きながら審議会も進めていくものと考えております。

【松尾委員】 ちょっと質問です。具体例は何かありますか。子育て施策、移住定住、あるいは子どもの減少ストップ策、具体例等、市の方で何なのか教えてください。

【事務局（企画政策課長）】 市長部局としましては、現在、最上位計画である、「第7次青梅市総合長期計画」にもとづきまして、様々な施策を展開しております。その中で、ここで改定いたします、「青梅市移住定住促進プラン」、まさに策定が済むところがございますが、そうしたプランでありますとか、新たに作る「青梅市こども計画」、そういった計画にもとづきそれぞれの施策は展開してまいりますので、こうした背景も踏まえていただいて学校施設の在り方について御議論をいただきたいと考えております。

【松尾委員】 もうちょっと、中身、例を…

【議長（大野会長）】 松尾委員、まず所掌事項にないと書いていますよね。いろいろ知りたいけど、この審議会で議論する内容ではないのですね。そのようなこともあって、それを前提に審議していけばいいですけど、今現在、それをどうこうするといった審議会ではないと私は思っております。

【松尾委員】 じゃあ、まとめですが、ここだけで先に子育て策とか、子ども支援策を踏まえないで、ここだけで進めることはありえないと思うんですね。だからそこらへんは子ども対策というかやはり一定、反映させながらそれを踏まえて考えていくことは必要。そういうことが審議会では抜けていると思います。

【議長（大野会長）】 他にございますでしょうか。それでは無いようですので、3章以降について事務局から説明します。事務局の説明後、委員の皆さまからの御質問・御意見等をお伺いし

たいと思います。それでは、事務局、お願いします。

【事務局（教育総務課長）】 それでは、第3章以降について御説明いたします。

資料1の3ページを御覧ください。まず、この章については先ほど御説明したとおり、当初案では学校の規模や小中一貫校について先に資料を、その後に委員の意見を掲載しておりましたが、意見については5章にまとめております。

それでは、いただいた御意見として1点目では、「複式学級だけは避けるべきが多数を占めた、については数を勘定した訳ではないので、複数あった程度と認識している」との御意見については、複式学級を避けるべきとの意見については数値化したものではありませんが、多くの委員が同意されていたものと認識しております。このことから当初案のとおりとしております。報告書においては25ページとなります。

続いて、複式学級は全国学力テストの実践例で複式学級や少人数学級の方が学力が上がった例、複式学級や少人数学級の問題についてはもっと議論を深める必要があるを挿入すべきとの御意見については、報告書25ページの意見について、複式学級で学力が上がった例もあるとして追記しました。

3章、最後の意見については、小中一貫校についてももう少し現在の状況について調べてほしいとの御意見につきましては、次期審議会にて必要に応じて議論するものとしております。

続いて第4章次年度以降の審議についての御意見です。地域からの意見聴取について学校運営協議会だけでは不十分、末端の住民意見、保護者意見が反映されるシステムになり得ていない。コミュニティスクールの意見が全住民、全PTA会員の意見を反映させることが保障されるシステムをと記述すべきとの御意見につきましては、前回の第8回の審議会にて次年度以降の審議会の方向性は御決定いただいたものとなります。

次に資料編となります。資料として正式な諮問文を添付してはどうかとの御意見につきましては、読み手側のことも配慮して、資料編に追加しております。報告書の31ページとなります。

資料1の4ページとなります。その他としていただいた御意見となります。まず、1点目として、令和10～22年度など年限を定めて方向性を出した方が良いのではないかと御意見です。こちらにつきましては、来年度以降の次期審議会また、その後予定している個別計画改訂において検討するものとなります。

次の御意見として、学区域を柔軟に捉えて見直ししてもよい。ただし、学校選択制にした場合、規模の小さい学校は減少が加速することが予想されとの御意見となります。こちらにつきましても、報告書の第4章にありますように、次年度の審議にて、まずは審議会にて各地区の再編案について御協議いくことを予定していることからその中での議論になろうかと考えます。

3点目の御意見です。公共建築物を削減する必要があることを市民に伝える。このままでは

市の財政状況がひっ迫し、現在のサービスを維持することが困難で、解決策は公共建築物の集約が必要であることをもっと伝えて理解を得るべきとの御意見となります。この公共施設の床面積の削減となる、公共施設等総合管理計画の必要性については本件に限らず市として広く周知する必要があるものと捉えております。

次の意見については、現存の学校を維持発展すべき、小学校の廃校はすべての児童と地域を守るためにも行うべきではないことを併記すべきとの御意見となります。こちらにつきましては、報告書の25ページ第5章の審議会員からの意見等において今の学校を維持すべきとの意見があった旨、記載しております。

次に全市民向けに学校施設の在り方についての計画・方針・概要等の説明会を各地域で行うべき。また、現場の先生の意見を十分に聞き集約するとの御意見につきましては、説明会等は審議会が実施するものではなく、審議会からの答申を得て、教育員会が更なる意見聴取において実施するものとなります。

最後の御意見としては青梅市にどんな教育を打ち立てるためにどんな学校施設の再編が必要なのかの議論がなされていない。諮問理由として述べていることに照らしても、この課題が実現できる学校施設のあり方の議論を、次期の審議会では十分に行うべきことをしっかり報告書に記述すべき。との御意見となりますが、こちらに関しては審議会の前提となる内容になり、今までも協議しているように、次期審議会でも第4章にあるように地域からの意見をもとに進めていくもの捉えております。

大変雑駁となりますが、説明は以上となります。

【議長（大野会長）】 それでは3章以降、また、全体を通して、委員の皆様から御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。

松尾委員には電子データが事前にいったいのですか。

【事務局（教育総務課長）】 月曜日に本日の資料は送付しておりますので、御確認いただいているものと認識しております。

【議長（大野会長）】 月曜日に全員に送っているとのことですか。メールでですか。

【事務局（教育総務課長）】 メールで全員に一齐に送っております。松尾委員だけ送っていないということはありません。

【松尾委員】 そうですか。はい。意見よろしいでしょうか。

【議長（大野会長）】 はい、松尾委員どうぞ。

【松尾委員】 2点、まずは資料1の意見のコミュニティスクールを通して推し進めるという点でこれは、いわゆる学校単位というかそういう感じでいくのかなと思いますけど。その場合、コミュニティスクールの人たち代表委員だけの議論で、たった10人や保護者の意見だということ

で挙げられてしまうことがないように、だからそういう意味では、コミュニティスクールの地域の全住民、それから全PTA会員に呼びかけた説明会とそれに対する意見、そういうのを聴取していくと。そして1回だけじゃなくて何度も、ピストン作業みたいに積み重ねていく。そういうことをシステム化すると、打ち出していくということをですね。是非、やってほしいと、要するに次期の申入れについてですね。今の内容はその他の下から2つ目の意見に対する対応策ですね、説明会等については審議会からの答申を得て、教育委員会が更なる意見聴取を行うものとなります。その場合、それは全市民向けにですね、あるいは全保護者向けにですね、是非行っていただきたいというふうに思います。

もう一つそれに関わって、やっぱり、この個別計画なんかは2020年に打ち出されていますが、それから4年以上たっていますが全市民向けに1回も説明会なんかが無いのですよ。だから、市としてしっかり説明会を各地域で行ってほしいと言うふうに思います。ただ個別のコミュニティスクールの地域会員だけでなく全住民に行っていただきたい。

それで次にもう一つは最後の部分ですが、どんな教育を打ち立てるためにどんな学校施設の再編が必要なのかの議論がなされていない。これについてはですね、やっぱり、どんな教育を打ち立てるかっていうのは現場の先生の声、これが協力が絶対に必要だと思うんですね。保護者、子どもの一定はアンケート取りましたが、子どもなんかについても生の声を聞き取るとか、もちろん親についても生の声を聞き取る、そういう作業を次期の委員会では是非やってほしいと全国の各地の状況を見ますと子どもはそんな遠くなったら通えないと、学校をつぶさないでほしいと小学生の切実な声をたくさんあるわけですよ。あたりまえですよ、歩いて通えるのが一番教育的だという前の文部省でも言っている、裁判でも結審が出ている。そういう問題ですから、意見については先生の見解、こどもの生の声、親の生の声を十分に聞き取って推し進めるというようにお願いしたい。

【議長（大野会長）】 3点あったかと思います。1つ目はコミュニティスクールからの意見について、コミュニティスクールの学校運営協議会の委員だけでなく全住民、PTA会員からも聴取する必要があるのではないかと意見それについて、皆さんいかがですかね。はい、どうぞ。

【土岐委員】 子ども達の意見を聞いて、統廃合が撤回となったところもあるんです。なので、子ども達の声は聞いてほしいと思います。子どもの権利条約にも子どもの意見を聞くということが書いてあると思います。

【議長（大野会長）】 はい、他にございますか。どうぞ。

【加藤副会長】 これは地区を6地区に分けますが、支会長とかもこのメンバーに入るのですか。私、誰がメンバーに入るのか分かっていないので。

【議長（大野会長）】 各地区の学校運営協議会のメンバーがどういう人なのかといった御質問

ですね。それについて、事務局、答えられますか。

【事務局（教育総務課長）】 各学校、違いはあるかとは思いますが、自治会長さんですとか、PTAの役員さんや地元の保育園の園長さん、青少年対策委員の委員さんなど、いろいろな方が代表して学校運営協議会の委員となっております。

【議長（大野会長）】 事務局からコミュニティスクールから意見を聴取することに対して御意見ありますか。

【事務局（教育総務課長）】 前回、第8回の審議会で学校運営協議会の委員さんをそれぞれの立場を代表して学校のことを考えた方々がお集まりになっていることで、説明申し上げて、学校運営協議会から意見を聞くことについて御決定いただいているものと認識しております。

【議長（大野会長）】 はい、前回にこの学校運営協議会から意見を聴取するとして決定しております。私としてはコミュニティスクール、いろいろありますが、先ほど御説明にあったようにいろいろな分野で活躍されている方が選出されておるので、学校のことがよくわかっている人たちの集まりなんですよ。学校運営協議会の中でもっといろいろな人の意見を聞きたいとかあればその時考えたい。少なくとも委員の人たちは地域の子や教育について造詣が深く活動している方ですので、代表する考えをお持ちだろうと言うことで前回、コミュニティスクールのメンバーからということで御決定いただいた。

【田中委員】 学校からコミュニティスクールのことで補足させてください。青梅市は来年度で全小・中学校にコミュニティスクールが設置されることになっています。コミュニティスクールの中では校長が予算から学校経営方針からいろいろなこととお話して、地域の方々に理解してもらい一緒に学校に協力してもらおう大切な場になっています。なので、学校としてもコミュニティスクールの委員をお願いするに当たり、本当に信頼して学校経営に力になってくださる方なんですね。今、御説明があったとおり、地区内で一番信頼できる方、一番頼りになる方が選ばれますので、そのところは信じていただきたいと思います。学校が全てのことを公開して承認してもらおう場があるんですね、なので、そういう意味では学校としても地域としても学校が安心して、信頼できる場なのかを見ていただく場でもあるんです。学校にとっても、地域の皆さんにとっても確認する委員さんなので、絶大な信頼を持っている方々と思っていただきたいです。

【松尾委員】 今、意見があったように、だからこそ私は市の側がやっぱり全市民対象、要するに全住民対象、全PTA会員対象になるような方向で各コミュニティスクールが取組んでほしいという方針を打ち出すべきだと思うんですよ。全コミュニティスクールにね。そうすればそういう方々はそのつもりで取組んでもらえるだろう信頼を置ける方々ですから。

【議長（大野会長）】 各コミュニティスクールの学校運営協議会のメンバーを校長先生方が推薦していただきますね、その際に全住民の意識を持った人を推薦してもらうように市としても説

明していったらどうかとそのようなお話ですね。

【松尾委員】 市が全住民の意見を反映し、また、全PTA会員の意見を反映するような運営の方法を是非、推し進めてほしいと運営の方向性を全コミュニティスクールの組織に打ち出しをする。関わっていただく評議員の方々にです。

【議長（大野会長）】 学校長が推薦をして、教育委員会の中で委嘱するんですけど、委嘱するときに全住民を代表するような意識で取組んでほしいということですね。

【松尾委員】 諮問するときに文言として打ち出してほしい。

【神山委員】 松尾委員さんは学校運営連絡協議会の委員をされたことはありますか。

【松尾委員】 ないです。

【神山委員】 やったこともないし、どんな活動をされているか分からないでお話をされているのですね。

【松尾委員】 若干分かります。

【神山委員】 当事者ではないのですよね。

【松尾委員】 当事者ではないです。

【神山委員】 わかりました。

【議長（大野会長）】 松尾委員のお話を理解できているかわかりませんが、少なくとも今のお話の趣旨からすると市が委嘱するときに市民の代表であるとかその意識をもってもらうということとで受け止めてますけどそれでよろしいですかね。

【松尾委員】 意見を吸い上げてもらう。住民の意見を。

【教育長】 今、コミュニティスクールのことがございました。神山委員さんからも田中先生からもお話をいただきました。コミュニティスクールは本当に各学校のことを考え、熟知しているメンバーの方が学校運営協議会として御活動いただいておりますので、この存在について、私どももあり方審議会として、どうこうという場ではないと思っております。全体的なお答えになろうかと思いますが、前回の審議会では今後の進め方については御決定をいただきました。委員さん方の負担軽減もございますので、事務局にて各学校、各コミュニティスクールに出向いて意見を聞いてまいります。それをよくまとめて次期審議会にはしっかりと報告してまいります。その内容等も踏まえて次期審議会では、2年間の時間を掛けて最終的な答申まで持ってもらうということになります。まずはそういった専門的な立場で御議論いただくこの審議会からの答申がなければ私どもとしては次のステップは難しいと考えております。答申が出たからそのままではなく、先ほどもありましたが、その答申を受けて、改めて、意見を伺う場を設けて、今後の学校の在り方を決定していくということになりますので、その点を踏まえて御理解いただき、御審議を継続していただければと思います。よろしく申し上げます。

【松尾委員】 教育長に対する意見ですけど、市の事務局が市民の方に対して説明を行っていくということですけど、是非推し進めてほしいんですけど、その前に全住民対象となるように、それも何回も数を重ねて熟知するような方向で努めてほしいと思いますが、教育長さんいかがですか。

【教育長】 ありがとうございます。本日の段階では、松尾委員からそのような意見があったことを受け止めさせていただきます。

【松尾委員】 是非、方針化してください。

【議長（大野会長）】 少なくとも、教育委員会に私どもが答申しまして、それをもとにして教育委員会の方で、政策を出していくわけですね。なので、私たちがこの場でどうのこうの審議する場ではないのですね、松尾委員がその先のことで教育長に要望述べられたことで、教育長も受け止めたとのことで、次に進めたいと思います。もう一点、松尾委員からの意見で、どのような教育を打ち立てるかについて教員の意見を、生の声を聞き取るとの御意見がございました。これについて、事務局の方で何かございますか。

【田中委員】 よろしいでしょうか。私、この件について第6回でお話したと思うのですが、松尾委員の学校現場や教員の意見を取ってほしいとの意見はわかりましたが、学校というのは、教育委員会から学校づくりについての指針をいただいて、公立学校ですので、どの学校でも大きな格差がでないようにと教育ができるように指針をいただいているんです。それで学校長が経営方針をもって先生方と一緒にやっていく。青梅市教育委員会の打ち出している教育方針はもともと、東京都の教育方針、国の教育方針、日本全体の子どものための教育方針から降りてきているものなので、そこに間違いはない。

【松尾委員】 間違いはいっぱいありますよ。だからこのような議論しているですよ。

【田中委員】 間違いはないと私たちは思ってやっているですよ。それで、先生方の意見というところは、まず学校は地域の皆さん、地域の子どもたちのためにあるので、そこが第一優先というお話を以前させていただきました。二つには教員は異動してしまいます。今は最長でも6年しか同じ学校にいられません。それぞれ、本当に熱い思いで子どもたちと接していただいています。それに関しては校長の出している学校経営方針を具現化するためにより良い指導方法の工夫していると言ったところであって、学校施設の在り方についての意見等々については子どもたち不便があるから補修してほしいとの意見などは全部校長にきて、それで校長が教育委員会の方をお願いしているという形になっているので、学校施設の意見については常に聴取している形になっています。なので、あえて、事務局から教員に意見を聞く必要はありませんというのは前の前の回ぐらいにお話したと思うのですが。もう一度思い出していただいて。

【松尾委員】 それは覚えています。ただね、それは校長先生方だけではないですよ教職員組

合なんかの先生方、教職員団体なんかも子どもの要望なんか、親の要望も、学校の問題を要望して、トイレの問題なんかにしましてもね改修されているわけですけど、だから、田中先生だけが学校の先生やってるわけじゃないんですよ。一緒にやってると思いますけど。

【田中委員】 以前、松尾委員におっしゃっていただいたので、この話を校長会の中でも話しました。私たち、代表として出てきているので、それをきちんと学校に降ろさなければ、市民に迷いがおきてしまうので、校長先生方にきちんと学校現場に伝えていくことをずっと言っているの、少々、お待ちいただけないでしょうか。松尾委員のお近くにいられる方はそうじゃないのかもしれませんが、私たち校長としても学校の在り方についても真摯に受け止めて、学校現場にも話をしていますので。

【松尾委員】 ちょっと変わって、現場の先生の意見を聞くというのは一番先生方が今の子ども の状況を把握しているわけですよ。どういう通学しているかとか家庭環境なんかも含めて、その中でどうやったらいいかそれなりに感じて、考えたりしている部分が非常にあったりするわけですよ。毎日の関わりの中で。そういう意味では先生方の声を聞いているのは当然なんだと。それから、もう一つは子どもの生の声、ちょっとした一言でも全ての子どもから聞き取って、それをできるだけ反映していく、親なんかもどれだけ、アンケートで答えられたかわかりませんが、いっぱい意見があっても答えられていない方もたくさんいるんで、そういった声を反映するようにしていってもらいたい。それが私の言う、全住民からの声、全PTAからの声だと思います。

【議長（大野会長）】 事務局からなにかありますか。

【事務局（教育総務課長）】 松尾委員がおっしゃられている意見は、理解はしておりますが、この審議会から答申をいただいて最終的な決定、住民への説明は教育委員会の方で行いますので、そのように御理解いただければと思います。

【松尾委員】 何回もおこなってください。今までなされたなかった分も。

【議長（大野会長）】 よろしいですか。井上委員

【井上委員】 地域の意見を聞く中で、中間報告案の23ページで各地区内の小・中学校のコミュニティスクールによる学校運営協議会委員を一堂に集める場を設けてとありますが、先ほど、教育長さんからの説明ですと、各小・中学校にそれぞれ行くと。教育委員会の方が地域からの意見聴取をするときに各小・中学校一つひとつに行き、コミュニティスクールの方々に説明をして意見を聞くとおっしゃってましたが。

【教育長】 紛らわしくて申し訳ありません。少し訂正をさせていただきます。各地区ごと、区域を割っていただきましたが、その区域ごとのコミュニティスクールの方を一堂に集めてということになります。

【議長（大野会長）】 よろしいでしょうか。それでは中間報告案については原案のとおり、報

告していきたいと思いますが、このようなことで決定したいと思いますが。皆様、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

【議長（大野会長）】 それではこの報告書を提出させていただきます。

---

## 5 その他

【議長（大野会長）】 それでは5のその他に移ります。

事務局から1点ございますので、説明をお願いします。

【事務局（教育総務課長）】 それでは、（1）今後の流れについて御説明いたします。

先ほど来、ございますように今期の審議会については今回の第9回にて最終となります。また、ここにいらっしゃる委員の皆様の任期も令和7年3月31日までとなります。

来年度以降につきましては、審議会条例の第3条の区分において、各種団体へは再度、委員の推薦依頼を行い、また、市民委員につきましても、更なる御意見がいただけるような方法で公募を行う予定となります。

新たな委員が決まりましたら、来年度以降は本日、御協議いただきました、中間報告の内容に沿って調査・審議を進め、諮問にもございますように、「青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について」答申することとなります。

2カ年にわたりまして大変ありがとうございました。

事務局からは以上となります。

【教育長】 会長よろしいでしょうか。

【議長（大野会長）】 どうぞ

【教育長】 9回を重ねていただきましたこの審議会、本当にありがとうございました。冒頭にも申し上げましたけども先進地の視察も含めて各委員さん方にお忙しい中、御協力いただいた訳でございます。やはり、簡単な問題ではございませんので、実質の1年9か月、この間で最終的な結論までは私どもも難しいなどは考えてございました。ただ、この9回の議論を決して無駄にすることなく次期審議会、来年度から始まります2年間の中で最終的な結論、答申を頂戴したい。そこにはこれまでの御議論を十分に活用しながら答申まで進めていただけるものと考えてございます。教育委員会といたしましても、答申を受けまして、改めて意見聴取の場を設けながら最終的な市としての結論を出していくことになろうかと思っております。冒頭に申し上げましたけども、本日までの御議論につきまして各審議会委員さんに心から御礼を申し上げまして最後、会長が締めてくれると思いますので、その前として私の御礼のあいさつとさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

【議長（大野会長）】 2カ年に渡り、皆様と議論を重ねてまいりました。また、本日その成果として中間報告も決定いたしました。このメンバーで集まるのは本日が最後と言うことで、私からも一言、これまでみなさまの御尽力により、多種多様な意見、また、数多くの課題に対して真摯に向き合い、考えていただきまして御礼申し上げます。そして、みなさまの知識と経験が結集したこの成果は、次期の審議会の指針として非常に重要な意味を持つことだと思えます。2年間大変ありがとうございました。

それでは、最後に、加藤副会長から閉会の御挨拶をお願いいたします。

---

## 6 閉会

【加藤副会長】 それでは、第9回青梅市立学校施設のあり方審議会をと言いますか、2年間の最後ということで、締めたいと思います。ありがとうございました。